令和4年度第2回高知県個人情報保護制度委員会議事概要

1 日 時:令和4年7月27日(水)13時30分から16時00分まで

2 場 所:高知県立公文書館 3階 会議室

3 出席者:委員

門田会長、稲田副会長、池田委員、浜永委員、福島委員、福本委員 事務局

法務文書課 次田課長、小谷課長補佐、伊藤チーフ、山本

4 会議に付した事案の案件

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う施行条例案について

- ・個人情報の定義 (死者に関する情報)
- 要配慮個人情報
- ・県の責務
- · 個人情報取扱事務登録簿
- ・開示決定等の期限
- ・開示請求に係る費用
- · 個人情報保護審議会 等

5 議事概要

(1)全体説明

事務局から、令和5年4月1日より、県に個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)が適用されるようになり、それに伴い、現行の高知県個人情報保護条例(以下「現行条例」という。)を廃止し、新たに高知県個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「施行条例」という。)を制定することとなったと説明があった。

(2) 個人情報の定義(死者に関する情報)

事務局から、現行条例では認められていた死者に関する個人情報の開示請求が、法では 認められなくなることから、別途、条例や規則で、死者に関する情報を開示する仕組みを 検討する必要があるとの説明があった。

このことについて、委員から、現行制度について見直した上で、新たな仕組みを検討する必要があるとの意見があり、現在の知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則第3条

において、死者に関する情報の開示を請求することができる者の範囲を 2 親等以内の血族 等としている理由を調べるべきとの意見があった。

また、死者に関する情報の開示について、夫婦関係や親子関係により開示を制限するべき場合があり、生存している者に適用される現行条例第 16 条 1 項第 3 号 「法定代理人又は本人の委任による代理人に開示することが本人の利益を害すると認められる個人情報」のような非開示事項を設けるべきとの意見があった。

(3)要配慮個人情報

事務局から、現行条例で要配慮個人情報である生活保護、成年被後見人等の情報が、法では要配慮個人情報ではないこと、また、生活保護、成年被後見人等の情報が、高知県において地域的特性を有する情報ではないことから、法に基づき地方公共団体独自で定めることのできる条例要配慮個人情報には定めない予定であることの説明があった。

このことについて、委員から、条例要配慮個人情報に定めないならば、現行条例において生活保護、成年被後見人等の情報を要配慮個人情報とした理由を確認し、検討した上で、 結論を出すべきであるとの意見があった。

(4) 県の責務

委員から、施行条例案3条「県は、法第3条に規定する基本理念にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、県の区域の特性に応じて、・・・」について、次の回で「特性」とは何かについて説明して欲しい旨の意見があった。

(5)個人情報取扱事務登録簿

事務局から、現行条例の個人情報取扱事務登録簿と法の個人情報ファイル簿について説明があり、令和5年4月1日以降も、県が取り扱っている個人情報は個人情報取扱事務登録簿で管理し、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルについては、法に従い個人情報ファイル簿を作成、公表する予定であることの説明があった。

このことについて、委員から、1,000人を基準にすると、時間の経過で1,000人を超えることがあり、確認する仕組みが必要なのではないかとの意見があり、事務局から、年度末等に定期的に確認することになると回答があった。

(6) 開示決定等の期限

事務局から、法で「30日以内」となっている開示決定等の期限について、法施行条例では「15日以内」に短縮するとの説明があった。

このことについて、委員から、特に意見はなかった。

(7) 開示請求に係る費用

事務局から、開示請求に係る費用について、開示請求者から手数料は徴収せず、現行条例の様に実費の負担を求めるとの説明があった。

このことついて、委員から、特に意見はなかった。

(8) 個人情報保護審議会

事務局から、令和5年度から、現行条例の個人情報保護制度委員会に代わって、専門的な知見に基づく意見を聴くための個人情報保護審議会を設置することを説明した。

このことについて、委員から、特に意見はなかった。